

平成31年度 税制改正について

昨年は一昨年に続き、変化の年でした。そんな中、今、世界は同時好況とされています。アメリカ・中国・EU・日本・東南アジア・アフリカまでも好況とされています。

国内に於いては景気拡大期間が戦後2番目とされています。しかしながら栃木県内に於いては好況感が少ないようです。

栃木県内の法人会は税制改正を提言するに当たっては、毎年、会員に対してアンケートを実施しており、今回もその結果を踏まえて、平成31年度の税制改正について、次の通り提言いたします。

1. 地方経済と中小企業の活性化

〈地方経済活性化〉

(1) アンケートに回答の企業の75.5%が黒字となっています。

企業収益については増収増益が34.8%、まったく反対に減収減益と答えた企業が32.8%と相反する回答となりました。これは景況の伸びが1.5%であり、地方においては、その恩恵にあずかれない企業があるものと思われまます。

そして「景気拡大を感じますか？」の問いに53.3%の企業を感じないと回答しています。それは伸びが僅かである事に由来しているのでしょう。

今まさに人手不足、こんな状況のなかで僅かずつであります、地方にも、好況感を感じられるようにアベノミクスの効果があるようにしたいものです。

(2) 地方の弱点は何と言っても人口減少と高齢化です。まさに大都市への人口流出が止まりません。人口の減少と高齢化が進むと、必ず食品を始めに物販が少なくなり個人商店は廃業に追い込まれます。そのみならずスーパーやショッピングセンターも閉店となります。

〈地方経済活性化への提言〉

(1) 「ものの消費からことの消費」にどんどん変化しています。

単なる物販だけでなく地方が生き残る一つの方法として、「ことの消費」の代表である観光に力を注ぐべきです。そこで、インバウンドの旅行者を取り込むためにも観光を、行く・見るから体験型観光に変わるべきでしょう。

観光を通じて都市圏の人々に地方の良さを知ってもらい、更にはそこに定住してもらえる仕組みを作り上げるべきでしょう。

(2) 更に新しい居住者を迎えるにあたってコミュニティバスを始めとする公共交通機関などを充実させる必要があります。

或いはもっと住みやすくする為に、コンパクトシティなど生活居住環境を整備すべきです。

〈中小企業対策〉

栃木県には体験型観光の素地が充分揃っています。その素地を活用して官民による事業の立ち上げ、事業の育成により雇用を創出すべきと考えます。

そして、それは栃木県経済を支えている中小企業を育成する土壌の醸成の一端になります。そんな中で地方の経済を下支えして、雇用を促進して行くために企業は弛まざる努力をしてまいります。

〈中小企業対策への提言〉

中小企業にとって大変重要な事は、事業を継続していく事です。次の世代へ継承が円滑に行われる事であり、そこで事業承継に関わる本格的な個別税制の創設を求める次第です。

2. 財政健全化と行政改革

〈財政健全化〉

アベノミクス景気第一・第二の矢である金融政策・財政政策により、我が国の財政は異常な状況にあります。アンケート調査では、財政健全化と社会保障制度のどちらを優先すべきかとの問いに、「財政健全化を優先すべき」との回答が「社会保障制度を優先すべき」を大きく上回りました。これは不健全財政の「リスク」、あるいは将来見込まれる「増税」に対し、納税者としての「受益」以上に関心が高いことを表しています。

財政健全化の入り口である基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）は当初2020年の黒字化を目標としていたが、政府の試算では2020年度は11兆円近い赤字が予想され、黒字化は2027年度に先送りされています。一方、金融政策としての日銀による大量の国債購入は保有残高が400兆円を超え、実質上の「財政ファイナンス」が行われており財政・金融の不健全性は高まっています。

しかし、財政危機にあるのに支出拡大の要求はむしろ高まっており、教育の無償化・教育国債発行等々の構想が相次ぎ、その財源は今後引き上げられる「消費税」を当てようと考えられています。他方、東アジアの緊張を考えれば防衛費の増額はやむを得ないが、防衛費は「財源論議」がないまま30年度予算で増額されています。

〈財政健全化への提言〉

(1) 財政再建は「歳入」「歳出」両面からのアプローチが必要です。その手順・方法に関する納税者が納得しやすいオープンな「議論」がなされていない点を改善すべきです。

歳出の最大の項目であり、伸び続ける「社会保障関連費」の安定財源を確保し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を目指した「社会保障と税の一体改革」に基づく、2015年10月に予定されていた消費税率10%への引き上げは、2017年4月に延期され、その後大きな議論もないまま、さらに2019年10月へと再延期されています。

(2) 2019年10月の消費税引き上げ時には、「財源論議」もないままに「軽減税率」の導入がなされようとしています。確実に進行している緩んだ「財政規律」を立て直すべきです。

「入るを計って、出るを制す」は基本です。

(3) 財政政策が支持されたとしても「用途自由」な歳出を容認しているわけではありません。「歳出削減」は具体的な方策・額そして達成時期の目標についてロードマップを公表すべきです。

(4) 経済活性化のための処方箋としての金融・財政政策が、財政健全化をないがしろにし「国債不信任」が発生した場合、予想される金利上昇・金融混乱等の副作用にも備えるべきです。

〈行政改革〉

財政健全化のためには、「歳入増」を不安定な税の自然増のみに頼らず、「増税」と「歳出の削減」は必須です。そして、行政改革の徹底は増税で国民に痛みを求めるうえでの「前提」となります。

アンケート調査で、「歳出」のどの分野を削減するかとの問いでは、圧倒的な比率で「国会議員の各種手当、公務員の人件費」削減が選ばれました。ただし、これは優先順位を意識した回答と思われます。しかし、財政健全化を語るとき最も高い関心を持っていることは間違いありません。こうした観点から、「行政改革」について提言します。

なお、「行政改革」の実施に当たっては、公務員の意識改革が肝要であることを付言しておきます。

- (1) 国・地方議員の大幅な定数削減、歳費の抑制、そして税金が投入されている「政治資金」の不適正な歳出構造の改善。さらに国・地方公務員の人員削減と能力に応じた賃金体系による人件費の抑制を実施すべきです。
- (2) 人員削減と給与水準の見直しによる人件費抑制策は業務の民間委託を推進し民間投資を拡大するチャンスとすべきです。そうした施策は「規制緩和」を促し、ほとんど停滞したままのアベノミクス第三の矢である「成長戦略」を後押しする一助になります。
- (3) 地方の歳出構造を改善すべきです。

ア 国はPBの赤字が続くが、地方財政の収支ギャップは地方交付税で埋められ、それでも足りない部分は国・地方双方の借金で賄われているため地方の「財政規律」が緩んでいます。

イ このため地方の給与水準は地域の民間企業の給与水準を大きく上回る水準となっています。

国家公務員も含めて給与水準の比較に当たっては、一定規模の企業だけでなく中小零細企業の給与も含めるべきであります。

ウ また、地方議員の数の多さと、高額な報酬そして、それ以外に政務活動費も支給されるなどの地方議会のあり方を改革すべきです。さらに人事委員会や選挙管理委員会など行政委員に多額の月額報酬が支給されているところもあるようです。これについては実働日数に応じた日額報酬などに見直しすべきです。こうした不思議な制度を不思議に思わない感覚は民間には理解しがたいものです。地方改革の停滞はこうした歳出構造を生む「財政規律」のゆるみが原因であり改革されるべきです。「歳出予算は使い切る」という発想では「歳出削減」は進みません。

3. 社会保障制度の改革

- (1) 現在の社会保障制度では、我々中小零細企業にとっては所得税・法人税を合わせた額よりも、はるかに多い負担を企業と被保険者が拠出しています。「社会保障と税の一体改革」は肥大化する社会保障費への対応が目的でありました。

しかし、少子高齢化の速度は増加する一方で従来の社会保障制度は閉塞的な展開しか残されていないとしか考えられない現状です。

法人会では、ここ数年に亘って応能負担の導入や再分配の仕組みを見直すことによって、公正・公平な税制を提言していますが、社会保険庁から年金機構への改組にあっても看板の挿げ替えに止まる程度の「改革」でしかありませんでした。『消えた年金』や給付の誤りなど、不祥事については旧体制を上回るとも言えるお粗末さです。

日本国憲法第 25 条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に

努めなければならない」という、「生存権」を行使するには公正公平が求められるべきです。

我が国が「世界で最も成功した社会民主主義」と評されていたこともありますが、これは北欧型の高負担高福祉ではなく、中負担中福祉が経済的発展を促したとみる考えでしょう。

- (2) 本年度のアンケートにおいては、加入者別制度間で起こる負担と給付の格差は解消すべきとの声が多数聞かれました。

国家予算を家計に例え語られますが、安定した収入無くして安定した支出はあり得ず、債務超過は破綻を意味します。安定した社会保障制度を維持するには、安定した税収は必須です。

間もなく70年を迎える現社会保障制度は社会構成要素の変化を受け止めるには限界に近づいているのではないのでしょうか。

これを機に、例えば年金の賦課方式から積立方式への転換など、ドラスティックな制度の根本的な見直しを進めなければならないでしょう。

しかし、積立式に移行するにはその財源を確保しなければならず、相当の期間を要することになります。従って、積立方式の実効性の高い若年層から希望者を順次移行し、併せて社会保険の負担率を法人から個人へ移行させ、且つ医療負担比率との調整をおこない、総支給額の減少を図り財源確保の一助とします。

また、国保・健保の一元化をすすめ、制度間格差を解消させるべきでしょう。さらに言えば、介護保険適用の現状を見ますと、安易な認定と運用が目につくように思われます。ここにも、国費負担と自己負担の比率を再考し、財源確保と不公平感の排除に注力すべきではないのでしょうか。

- (3) 社会福祉制度は年金と医療に限りません。生活保護制度についても、社会のセーフティネットとしての役割は重要ですが、いわゆるワーキングプアや年金のみの収入世帯との格差は適正と言えるのでしょうか。一時期不正受給が話題になったのは、これらの格差にも起因するのではないのでしょうか。

こうした、モザイク的な制度の不均衡を是正して、国民の多くが納得できるような給付と負担のバランスを見直していくべきです。

法人会会員のアンケートに反映された経済発展を主流とした社会保障制度を再構築できるよう、社会保障制度の安定的持続のためにも、租税の基本原則である「公平・中立・簡素」に立ち戻った税制の根本的改革の実行が迫られているのではないのでしょうか。

4. 税負担のあり方と使われ方

《 税負担のあり方 》

- (1) 平成28年度の税収を見ますと、消費税は16.1兆円、法人税は11.1兆円となっています。これ以上に、消費税増税と法人税減税を実施することは、税負担のバランスとして中立性を著しく欠くこととなります。低所得者にとって消費税の税率アップは死活問題となり、国民の生活を破壊する恐れがあります。日本の法人の99%以上を占める中小・零細企業にとっても、消費税増税は中小企業が増税分を商品価格に転嫁しづらく、利益を圧迫し、こちらも死活問題となります。国民の

大多数にマイナス影響を与える消費税増税を実行すれば、消費は落ち込み、活動範囲がドメスティックな中小零細企業の更なる収益悪化に繋がります。

日本の大企業の内部留保は初の400兆円を超え、安倍政権が発足した2012年から70兆円増えて過去最高を更新しました。近年の大企業の内部留保が大きく増加した理由は、円安・原油安の事業環境が大きく改善する一方で、人件費の抑制と、税率引き下げ等によって法人税の支払いが抑制されたことが挙げられます。内部留保がきちんと賃金や設備投資に回っていない現状があり、結果として内部留保は増え続けています。

(2) 法人税制が大企業を優遇する一方で、中小零細企業には優遇措

置が適用される条件が整っていないために、法定税率に近い税率があてはめられています。企業規模の視点から見れば「逆累進構造」となっています。税制上の公平とは、規模や所得の大きい企業が多く負担する「応能・応益負担」が原則です。日本の税制の現状は、とても公平とは言えません。

近年日本企業も、短期に、より多くの利益を求める傾向が強まって来ています。「配当性向の増大」によって株主への配当金の大幅な増額が行われる一方で、「労働分配率の低下」が進行し、非正規雇用の派遣や契約労働者、パート従業員などが増加しています。

大企業は史上最高益を出しているのに実質賃金は下がり続け、若者は疲弊しきっています。こんな状況が進行するということは、税制が機能せず、偏った富の集中が起こっている証左であります。

(3) 昨年も提言したところの、租税特別措置法による累積された政策減税の廃止を含む整理が必要で

す。また、受取配当金益金不算入制度やタックスヘイブン及び海外子会社を利用した税逃れ、輸出戻し税の問題など、税制の欠陥を修正することによって増税分以上の十分な財源を確保することができると思います。

併せて、予てより当法人会で提言しているところの所得税の課税単位を個人から世帯単位にする、N分N乗方式の導入を少子化対策、配偶者の就業調整や社会保険料負担の正常化の観点からも是非検討されることを強く望みます。

《 税の使われ方 》

(1) 消費税は逆進性が高いので、貧富の差が拡大します。軽減税率の導入は一律に税金をかけて手続きを容易にするという消費税の存在意義を無くします。それでは物品税等のかつての租税体制に戻した方がマシになります。それよりも経済の活性化を促し、社会全体の利益を拡充させて収益増を図った方が、中長期的にもプラスの面が多いはずで

す。「景気に左右されない安定した税収」とは、見方を変えれば「景気を良くすることを考えなくてもいい」と言う、財政当局の怠慢との解釈もできます。

経済成長の鈍化は総需要の不足が問題です。財政再建に留意しつつデフレ脱却に向けて、財政政策も金融政策もフル稼働させ、需要の創出を図る必要があります。そしてインフレターゲットを定めて実質的な債務残高を減らす、積極型財政にシフトするべきです。

(2) 地方経済の疲弊と東京一極集中が問題視されています。今後IoTやAI技術の進化によって産業構造が大きく変化して行くことが考えられます。地方の中小零細企業にとって、新たな設備や人材

投資が出来なければ、撤退や廃業をせざるを得ない状況になって来ます。地方の中小零細企業への税の再分配が極めて重要になります。今一度、担税能力に応じた『公平・中立・簡素』の三原則に則った早急な税制改正を要望します

5. 当面の税制改正要望について

個別の税目について、アンケートに寄せられた改正要望などは、次のとおりです。

(1) 法人課税

税率の更なる引き下げを求める意見が多いです。

本年も基本税率の更なる引き下げと中小企業への軽減税率適用所得金額の引き上げ(2,000万円程度まで)と軽減税率の引き下げを求めます。

また、役員給与は原則損金算入すべきと考えます。

なお、今年も所得金額(利益額)に応じた累進課税にするべきとの意見があり、一考に値します。

(2) 個人所得課税

アンケートでは、所得格差を強く感じているが57.5%と過半数を超えています。所得格差を是正するため高所得者に対する負担増や、累進税率の強化を求める意見が多くあります。年金所得控除額の縮小と年金支給の所得制限を求める意見が合わせて51.3%となっています。何らかの是正が必要と考えます。

富裕層は所得金額が1億円を超えると租税負担率が低減すると言われていています。その原因は、利子・配当の金融所得は分離課税で20%の税負担となっており、金融所得が多ければ多いほど低減との指摘がなされています。金融所得については勤労所得と一元化して総合課税にすべきではないでしょうか。総合課税にするまでの間は税率を30%にすべきであります。

配偶者控除適用の改正が行われ、収入上限額が103万円から150万円に引き上げられましたが、「就業調整」は解消しないと思われるとの意見が37%ありました。「就業調整の壁」が103万円から150万円になったにすぎないのではないのでしょうか。この問題を根本的に解消するには「個人単位課税」を改め、当法人会が従来から提言している「世帯単位課税」(N分のN乗方式)を導入する以外にありません。

(3) 消費税

平成31年10月の10%への税率の引き上げについては、アンケート結果では、予定どおり10%に引き上げるべきとの意見と10%以上に引き上げるべきとの意見を合わせると49.6%であり、現行の8%維持と税率の引き下げを合わせると50.4%と拮抗しています。しかしながらこのアンケートの回答者の状況を見ますと、直近の決算で75.5%が黒字の企業の方が回答いただいております。法人会会員全体の総意とするには無理があります。

ノーベル経済学賞受賞者のクリストファー・シムズ教授(プリンストン大学)が「ゼロ金利の制約に直面した状況では、財政政策を前面に出して物価上昇率に連動させる必要がある」と指摘し、財政政策の発動を伴わなければ、「低金利、あるいはマイナス金利にしても経済活動は刺激できない」として、2%の物価目標が達成されるまで消費増税は延期すべきだと提言しています。ともにノーベル経済学賞の受賞者であるポール・クルーグマン教授とジョセフ・スティグリッツ教授も10%へのさらなる税率引き上げの延期を提言しています。現在の経済状況・過去の消費税引き上げ時の状況を鑑みますと、シムズ氏の提言のとおり2%の物価目標が達成されるまで消費増税は延期すべきと考えます。

ところで、10%までは単一税率を維持し、軽減税率の導入には反対です。アンケートでは、将

来10%以上に引き上げる際の低所得者対策として60.9%が軽減税率の導入を支持していますが、事務の煩雑さ等を考慮するとき給付つき税額控除を採り入れるのが望ましいと考えます。

(4) 資産課税

アンケートでは、事業承継の10年特例緩和策に賛成するものが47.5%。特例ではなく本則にすべきの23.3%と合わせると70%以上が緩和策を歓迎しています。中小企業にとっては円滑に事業承継が行われることが最も望ましいこととあります。引き続き、事業用財産と一般財産とを切り離した事業承継税制の創設を求めます。

(5) 地方税

地方税についてアンケートでは、どの税目についても軽減、見直しを求める意見が圧倒的に多いです。

固定資産税については、景気の現状や地価の動向に照らして評価額が高いという意見が多くあります。一様に重税感を強く感じています。

「一物四価」（時価、公示価格、基準地価、相続税評価額）と呼ばれる土地評価額を早急に一元化すべきです。

固定資産税の課税に当っては、土地については収益還元価額を、建物については再建築価格でなく経年評価を実施するよう強調しておきます。

その他、都市計画税、事業所税及び償却資産税については、重複課税や目的税としての意味が薄れて課税が惰性化していると思われるので、廃止すべきです。

6. 終わりに

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、研修会や租税教室の開催を通じて、税に関する啓蒙活動を行っており、今後も引き続き注力してまいります。

また、タックスペイヤーとして、納税の義務と納税者の権利に思いを致し、研鑽を積み、会員をはじめとして納税者の声を、提言に反映できるよう努める所存です。

各位には、われわれの提言にご理解を賜り、その実現にお力添えくださいますよう、お願い申し上げます。

会員への「税制改正に関するアンケート調査」の結果を巻末に添付しましたので、ご参照ください。